

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	国立青少年教育振興機構が実施する助成事業に対する寄附金の税額控除の導入及び指定寄附化	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （独）国立青少年教育振興機構（以下「機構」）が実施する子どもの体験活動・読書活動の振興を図る草の根的な民間団端が実施する活動を対象とする助成事業への寄附金。</p> <p>・特例措置の内容 ※子どもゆめ基金助成事業について 青少年団体等の行う以下の活動に対して助成金を交付 イ) 子どもの体験活動の振興を図る活動 ロ) 子どもの読書活動の振興を図る活動 ハ) インターネット等で利用可能な子ども向けの教材を開発・普及する活動</p>	
関係条文	地方税法 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号	
減収見込額	(初年度) 2.1 (単位: 百万円) (平年度) 2.1 (単位: 百万円) (単位: 百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> （独）国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金は、平成21年11月の事業仕分けによって、基金原資に政府から出資されていた100億円を国庫返納することとなった。 この国庫返納により、これまで助成財源として得ていた運用利益金（約2億円）を得ることができなくなり、助成先である草の根的な民間団体等の活動に影響が生ずる。 運用利益金の減少（約2億円）に対応するため、民間からの寄附金を緊急的に獲得する。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の安定的な事業運営を確保するため、緊急的に税制優遇措置を講じ、直接助成財源とするための民間からの寄附金を獲得（目標額：年間2億円）していく必要がある。 （独）国立青少年教育振興機構の設置する子どもゆめ基金は、草の根的な民間団体の体験活動・読書活動等に対する助成を行っている。 <p>子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことが出来ないものである。また、自然体験の機会が多い子どもが自立性・積極性・協調性が高いことが指摘されている。これら読書活動・体験活動は重要であり、今後は新しい公共の理念のもと、政府・企業・NPO等が協働して推進していく必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2-4 青少年の健全育成
	政策の達成目標	子どもゆめ基金助成事業に対する民間からの寄附金を年間2億円獲得する。 また、国から独立行政法人への財政支出について、費用削減を図ることはもとより、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中・長期的には国への財政依存度を下げることを目指す。 さらに、草の根レベルの寄附サイクルを確立させることにより、民間団体による子どもの読書活動・体験活動の取組を活発化させ、健全な青少年の育成を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	平成21年度における子どもゆめ基金原資への寄附金は、729万円である。
有効性	要望の措置の適用見込み	個人：400名 法人：195法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	基金原資の国庫返納に伴う運用利益金の減少（約2億円）に対応するため、民間からの寄附金を緊急的に獲得し、助成事業の安定的な運営に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	独立行政法人は特定公益増進法人に該当するため、当該法人に対して寄附がなされた場合には、所得税・法人税について、一定の優遇がなされる。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	子どもゆめ基金事業については、運営費交付金及び当該法人の自己収入により、23億円の支出予算を措置している。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	政府出資金100億円の国庫返納による運用利益金減（約2億円）に相当する民間からの寄附金を得るためには、税制優遇措置が必要である。 予算措置と寄附金控除の拡充による寄附金収入の増加が相まって、助成財源の安定化が図られるとともに、国から独立行政法人への財政支出について費用削減が図られる。
	要望の措置の妥当性	本来であれば、寄附者から直接、草の根的な活動を行う団体に対する寄附を行うのが理想的である。 しかし、寄附者が数多く存在する団体の中から、活動の適正性を見極めた上で寄附先の団体を決定し、寄附を行うことは困難であるため、現時点では、独立行政法人による審査機能を経た上で、助成先の団体が決定される仕組みが必要である。 また、草の根的な活動を行う団体の多くは法人格を有しておらず、直接そのような団体に寄附を行った場合、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができない。 そのため、草の根的な民間団体の体験活動・読書活動等草の根的な活動を効果的に支援するためには、子どもゆめ基金助成事業について、民間からの寄附金をより一層獲得しやすくする措置を導入することが妥当である。
	ページ	2-1

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>無し</p> <p>※平成 20 年度税制改正において、「独立行政法人に対する寄附金に係る指定寄附金制度の創設」で内閣官房行政改革推進室から要望。</p>